



第48回（2023年度） 資生堂児童福祉海外研修

ニュージーランド

2024年6月24日こども家庭庁報告会



研修概要

目的

児童福祉に携わる施設職員に対して、世界各国の児童福祉の最新事情、特に児童保護および社会的養護の仕組みや推進体制、児童福祉施設の形態や機能および児童福祉研究に関する最新の知識を学ぶ機会を提供する。訪問国の人々との専門性を介した対話を通じて研修参加者の視野や見識を広め、活動の質的向上と強化を図ることと併せ、職員同士の連帯感を醸成し、将来、児童福祉分野の中核で活躍できる人材の育成を図る。

主 催

公益財団法人 資生堂子ども財団

後 援

こども家庭庁、社会福祉法人 全国社会福祉協議会

協 力

子どもの虹情報研修センター

研修国

ニュージーランド（ウェリントン、オークランド）

研修日程

事前研修	2023年9月24日～25日
渡航研修	2023年11月5日～6日ウェリントン研修、7日～11日オークランド研修
リモート研修	2023年11月2日（講師：オークランド、クライストチャーチ）
事後研修	2023年12月2日～3日

研修報告書

2024年3月29日発行

[2023年度第48回資生堂児童福祉海外研修報告書.pdf \(shiseido-zaidan.or.jp\)](https://shiseido-zaidan.or.jp/2023年度第48回資生堂児童福祉海外研修報告書.pdf)





研修テーマ

ニュージーランドでは、2017年、社会開発省下の児童保護の政策策定と実施を担う子ども若者家族サービス局が官民の機関横断プログラムと統合するかたちでオランガタマリキ（子ども省）が設立された。子ども省は、「全ての子どもが、拡大家族、一族・サブ部族、部族によって安全に愛され、育てられ、コミュニティによって支えられている」をビジョンとし、早期支援と家族がともに暮らせるための継続的サポートを行い、世代間の負の連鎖からの脱却を目指している。

子ども省設立後4年計画で、「子ども中心のシステム」、「マオリの子どもへの積極的な支援の取り組み」、「投資的なアプローチ」、「戦略的なパートナーシップ」、「専門的な実践の枠組み」、「国民の参画」を基軸に、ウェルビーイングに重大な危害を被るおそれがある子どもと、犯罪に関わる子どもを対象にした支援システムを再構築した。

研修においては、新たな子ども省のもとで再構築された児童家庭福祉システムとその実践における現状と課題、今後の方向性を学ぶ。特に、①家族と子どもの問題の早期、予防的支援の具体的展開、②児童保護システムと少年司法システムとの関係、③マオリ族の養育文化を基盤に生まれた“ファミリー・グループ・カンファレンス（FGC）”の現在、④連携パートナー間の情報共有のあり方、⑤当事者の声を政策に反映させる権利擁護の取り組み、⑥子どもと家族への支援を行う専門家の養成と継続的な育成を研修のポイントとする。

日本に先んじて省庁再編を行い、戦略的に児童家庭福祉システムとサービスを改革したニュージーランドの動向から日本の将来像を具体的に考え、一人ひとりの子どもとその家庭のニーズに合った支援を実現するために児童福祉施設が担う役割について議論する。



研修団紹介



团长
【埼玉】
児童自立支援施設 国立武藏野学院 院長
河尻 恵



特別講師
【神奈川】
研究・研修機関 子どもの虹情報 研修センター
研修部長
中垣 真通



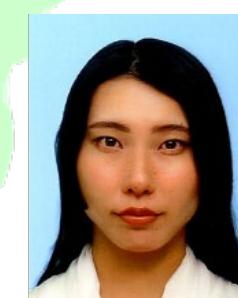
【長野】
児童養護施設
つつじが丘学園
自立支援担当職員
阪本 博美



【岡山】
児童養護施設
岡山聖園子供の家
児童指導員
作田 悅人



【静岡】
児童養護施設
わこう
家庭支援専門相談員
鈴木 聰美



【東京】
児童養護施設
希望の家
児童指導員
鈴木 美希



【京都】
母子生活支援施設
野菊荘
母子支援員
心理担当
田畠 淳美



【千葉】
児童自立支援施設
千葉県生実学校
児童自立支援専門員
石田 三紀子



【熊本】
児童心理治療施設
こども L.E.C. センター
統括主任
公認心理師 臨床心理士
西村 岳人



【岩手】
乳児院
日赤岩手乳児院
保育士
里親支援専門相談員
山口 瞳



報告内容

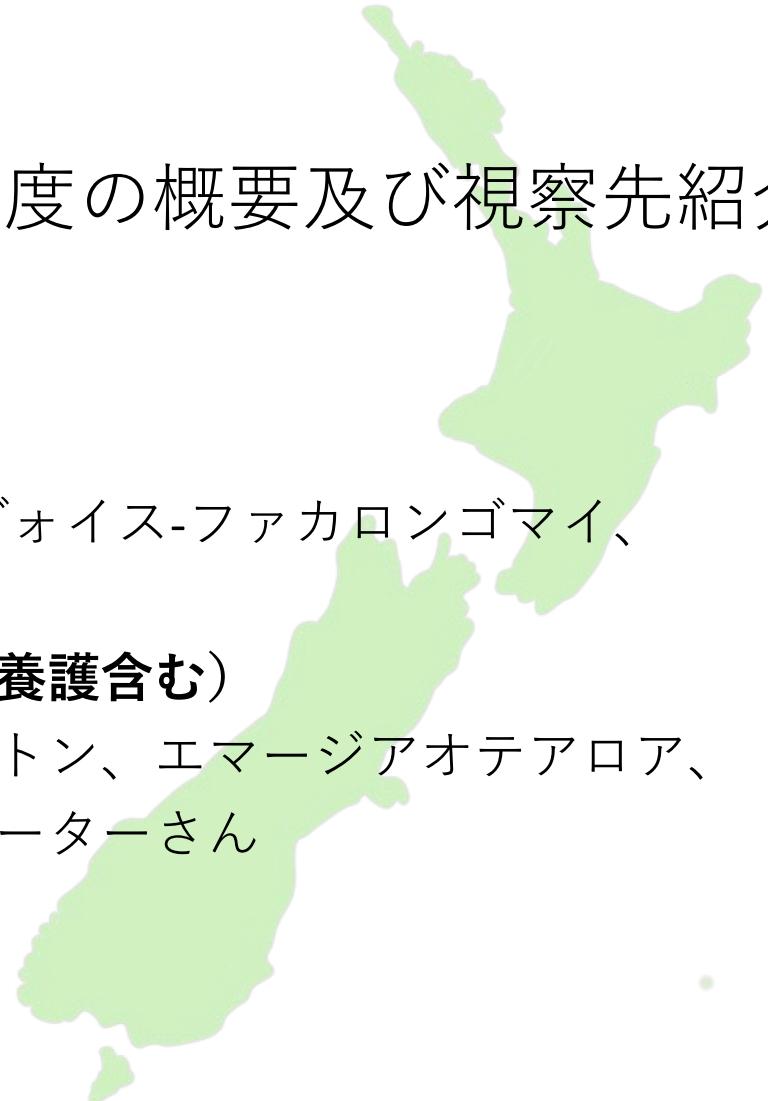
1. ニュージーランド概要
2. ニュージーランドの児童福祉に関する制度の概要及び視察先紹介
 - (1) 行政

こども省-オランガタマリキ
 - (2) こどものアドボカシー（意見表明）

ヴォイシズグループ（こども省-オランガタマリキ）、ヴォイス-ファカロンゴマイ、マナモコプナ
 - (3) こどもと家族を支援する多機能な民間機関（社会的養護含む）

トゥルキ、オープンホーム財団、バーナードスウェーリントン、エマージアオテアロア、キアプアワイ、グレンモアライトハウス、ジュリー・カーターさん
 - (4) その他（教育・研修機関）

チャイルドマターズ、ブルーライト、ワイラウ中学校
3. まとめ





ニュージーランドの歴史

※報告書p9～p11,p38参照

1000年頃

マオリ到来

1600年代

ヨーロッパ人到来

1800年代

ヨーロッパからの白人入植者の増加。植民地化の進行でマオリが土地を奪われる。マオリ人口減少

1840年

ワイタンギ条約締結。
イギリス領になる(1947年独立)



こども福祉の歴史

1850～60年代

教会と慈善団体による孤児院の登場

教会や慈善団体が運営する孤児院が登場。虐待やネグレクト、罪をした子どもを引き取って養育をする。政府も、孤児院、里親家庭、貧困家庭に支援を開始。

1885年

政府による援助の制度化

子どもや家庭に対して政府が行なっていた支援が「慈善援助」として制度化。

1867年

政府運営施設の登場

「ネグレクトされた子どもと犯罪少年に関する法律」が制定され、政府が入所型の職業訓練学校を開設。後に、非行少年は更生施設に収容された。

1910年代後半

里親が社会的養護児童の措置先に

里親ケアはヨーロッパ入植初期から実践されており、「ベビーファーマー」と呼ばれ、ケアが必要な子どもを預かり政府から補助金を受け取っていた。この頃には、里親は社会的養護児童の一般的な措置先となる。

1980年代

マオリの実状明らかに

1980年代前半 人権委員会報告書
“マオリの若者への処遇に課題がある”

1988年 マオリ諮問員会報告書
“一般社会、公共サービスにおいて
「パケハ」の文化・価値観が優位”
“マオリ文化の反映、拡大家族・部族
とのつながりを深めることが必要”

1940～72年

社会的擁護の増加

第二次世界大戦後、国が後見人となる子どもの数、少年犯罪や社会福祉サービスの関与がある子どもの数が増加。さらに短期施設が開所される。入所児童のほとんどは男児でマオリの子どもが圧倒的に多かった。

1916年以降

里親委託を優先させる政策

スクール運営には費用がかかること、家庭的環境の方が適切なケアを受けられるという考えが広がり、里親委託へと政策をとり始めた。里親制度の重要性が増す中でも政府運営の入所型ホームが開設された。

1980年代半ば以降

官民施設の閉鎖

施設は子どもや若者が育つ場として最適ではないこと、マオリの子どものニーズに適切に応えることができていないことが人権委員会で明らかになったことから、施設はほとんど閉鎖。拡大家族の元で生活することが重要視される。

1989年

子ども若者家族法の制定

子どもをファミリーグループの中にとどめるために実家族へのケアが重視された。現場のソーシャルワーカーたちが、マオリや太平洋諸島の人々が親族間のつながりを大事にしていることを知っていたからである。

拡大家族や関係機関が集まって子どものケア計画を話し合うファミリーグループカンファレンスが法制化

2017年

こども省（オランガタマリキ）設立

社会開発省下の子ども若者家族サービス局と官民共同の機関横断プログラムが統合。全国に事務所が55カ所
<業務内容>

法定業務：児童保護、少年司法の政策策定、法律立案、実務
法定外：早期支援

2019年

子ども若者家族法がオランガタマリキ法に名称変更



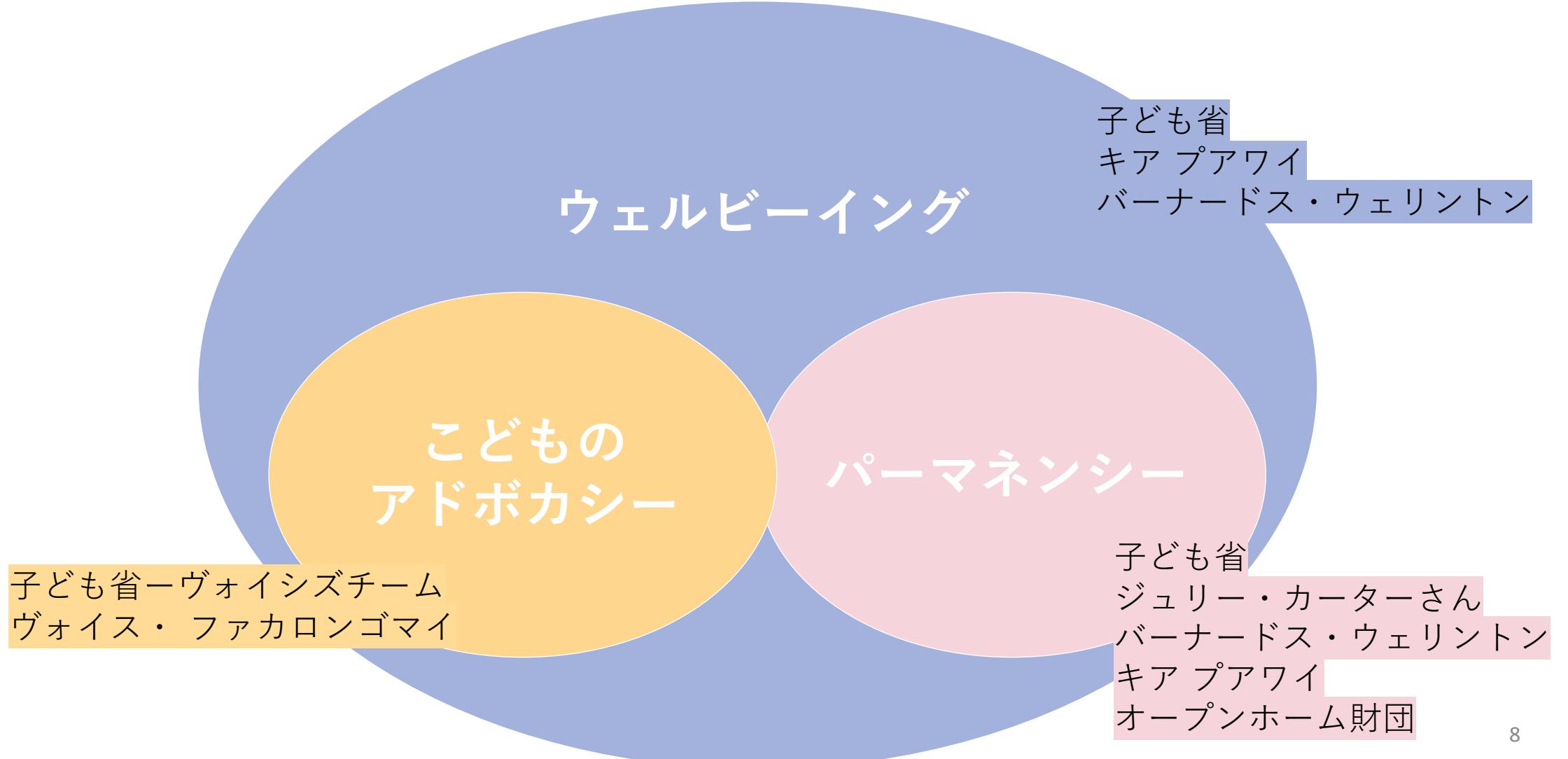
ニュージーランドの概況

～日本との比較～

	ニュージーランド	日本
面積	27万km ²	38万km ²
総人口 (児童人口)	515.7万人 (116万人) 【マオリ89.1万人 (31.8万人)】 2022年12月31日予測値	1億2,615万人 (1,836万人) 2020年10月1日
移民	130万人：人口の27% (2018)	270万人 (2019)：人口の2%
首都 (人口)	ウェリントン (約21万人)	東京 (約1,327万人)
合計特殊出生率 OECD53か国中順位	1.64 (20位) 2021年	1.31 (48位) 2021年
子どもの貧困率 OECD53か国中順位	14.8% (14位) 2020年	14.0% (15位) 2018年
ジェンダーギャップ指数 WEF2023年	0.856 (4位)	0.684 (125位)
子どもの幸福度 (2020年) ユニセフ・イノチェンティ38か国中	35位	20位



本研修のキーワード





視察先一覧

	行政	民間	子どもの アドボカシー	パーマ ネンシー	ウェル ビーイング	その他
オランガタマリキ（子ども省）	○		○	○	○	
マナモコプナ（監査機関）		○	○			
ヴォイス-ファカロンゴマイ (アドボカシー機関)		○	○			
トゥルキヘルスケア（保健福祉NGO）		○		○		
オープンホーム財団（福祉NGO）		○		○	○	
バーナードスニュージーランド (福祉NGO)		○		○	○	
エマージアオテアロア（福祉保健NGO）	○			○	○	
キアプアワイ（福祉NGO）		○		○	○	
グレンモアライトハウス（施設）	○			○		
ジュリー・カーターさん（里親）	○			○		
チャイルドマターズ（研修機関）	○					○
ブルーライト（青少年健全育成機関）	○					○
ワイラウ中学校		○				○

視察先

(1) 行政

こども省-オランガタマリキ

(2) こどものアドボカシー（意見表明）

ヴォイシズグループ（こども省-オランガタマリキ）

ヴォイス-ファカロンゴマイ、マナモコプナ

(3) こどもと家族を支援する多機能な民間機関

トゥルキ、オープントーム財団、バーナードスウェーリントン

エマージアオテアロア、キアプアワイ、グレンモアライトハウス、

ジュリー・カーターさん

(4) その他（教育・研修機関）

チャイルドマターズ、ブルーライト、ワイラウ中学校



オランガタマリキー こども省 (Oranga Tamariki-Ministry for Children)

※報告書P.32参照

2017年、社会開発省下のこども若者家族サービス局と官民共同プログラム行動計画総局が統合され、設立。

- ①ケアアンドプロテクションに係る法定業務（日本の児童相談所の機能を含む）
- ②早期予防的支援
- ③リスクのあるこどもと拡大家族への集中的サポート
- ④ユースジャスティスに係る法定期業務
- ⑤大人になるための移行支援（トランジションサポート）

●職員

事務所：全国に55カ所、各事務所に平均44名の職員が在籍

職員：正規職員4,645名うちソーシャルワーカーは1,698名

●予算

2023年度総額1,406,233ドル (NZD)



ニュージーランドの児童福祉の概況

New Zealand
Oranga Tamariki
At a Glance

子ども省における通告受付から
ケア対応件数・対象となる子どもの数（2022年4月～2023年3月）

懸念の通告
69,500件
(51,600人)

親の薬物やアルコールへの依存、児童虐待、
家庭内の暴力など
通告義務なし

アセスメント/調査37,800件 (31,400人)

相 談

受 理

調 査

介 入

ケアに入る
780件(760人)

FGC※
6,550件 (4,700人)

ニュージーランド
こども人口 120万人

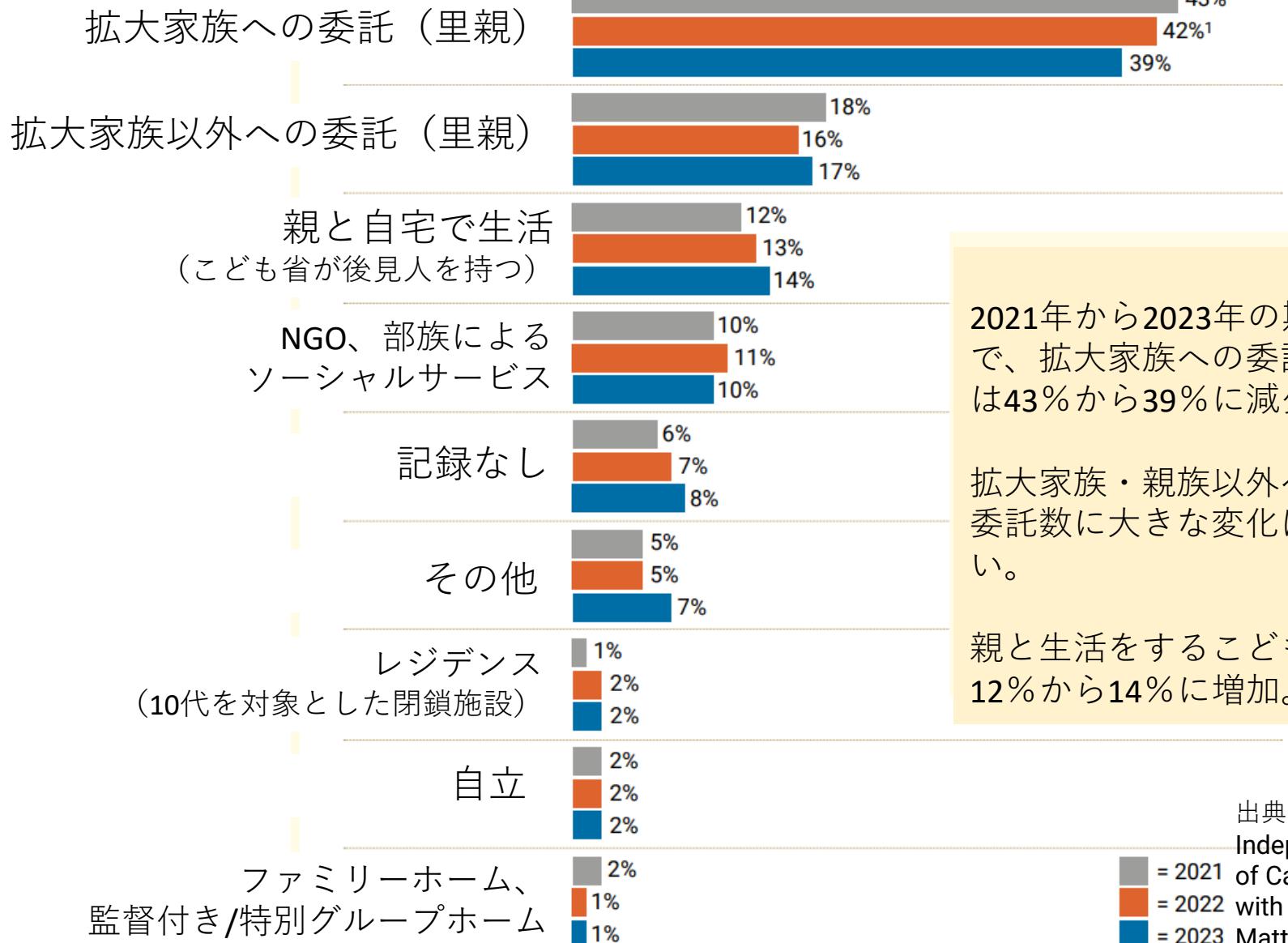
2023年3月30日現在
ケアの下にいるこども
4,400人

うち57%がマオリ

ケア解除
1,150件
(1,100人)

ケアとなっている子どもの措置先

(2021年～2023年6月30日現在)



2021年から2023年の期間
で、拡大家族への委託措置
は43%から39%に減少。

拡大家族・親族以外への
委託数に大きな変化はな
い。

親と生活をすることも
12%から14%に増加。

出典：Aroturuki Tamariki -
Independent Children's Monitor.(2023).Experiences
of Care in Aotearoa 2022/2023,Agency Compliance
with the National Care Standards and Related
Matters Regulations

= 2021
= 2022
= 2023

全国ケア基準とは (National Care Standards)

子どもをケアする養育者、法的責任のある団体のための行動基準で、2019年に発効した。

- 第1部：子どもに関するニーズの調査、計画、訪問及び情報取集
- 第2部：子どものニーズに対応するための支援
- 第3部：養育者およびケア委託の評価及びサポート
- 第4部：子どもが自分の意見を表明し、自身のケア体験の改善に活かされるためのサポート
- 第5部：ケアの移行中における子どものサポート
- 第6部：本規則遵守に関する監視及び報告

規定する内容はケア下にある全ての子どもが自分の権利を理解し、意見や苦情の申し立て方法を知ることができるよう子ども向けの「権利に関する声明」も含まれる。

全国ケア基準策定の経緯

- ・2015年、当時のケアと保護に関する制度を見直すため、専門家諮問委員会が設置。
- ・ケア下における劣悪な経験や結果について話を聞き、全国ケアの規則を策定するよう勧告。
- ・ケア下にあるこどもが必要としていることに基づいて策定。

自分に関する決定
に関与したい！

なりたい自分に
なれるべきです。

なぜ自分がケア下に
いるの？
これからどうなるのか
を知りたい。

里親には自分の文化を理
解していく欲しい。
会う前にその人について
知りたい。

自分のきょうだい
と一緒にいたい。



アーリースタートプログラム

- ・1994年パイロット版実施、1998年政府が試験的に資金提供、現在は**こども省と複数のトラストが資金提供し**契約を結んだ民間団体が実施。
- ・こども省の法定業務ではない。
- ・ファミリーサポートワーカーが、家庭訪問し、家族の問題に対応。
- ・プランケットナース※と連携し、支援対象を抽出。

※育児支援を提供する慈善団体に所属する看護師

成 果

- ◎課題等が発生した場合、早期介入が容易になった。
- ◎偶発的事故、児童虐待の通告の発生率が、プログラムを受けていない家庭に比べて有意に少ない。
- ◎親の能力が、プログラムを受けていない家庭に比べて有意に高い。

課 題

- ◎母親の産後うつ、親の薬物などの使用、家庭の貧困、家族の生活上のストレスについてはプログラムの有効性がない。
- ◎プログラムを受けた家族が、ファミリーサポートワーカーに依存するリスクがある。

FGC（ファミリーグループカンファレンス）

報告書P.38参照

- ・児童保護（ソーシャルワーク）における法定プロセス
- ・ケアが必要、もしくは罪を犯したことの課題や懸念に対して、家族主導で計画を立てるための構造化されたミーティング。
- ・ケアが必要とされるケースで実施される「ケアアンドプロテクションFGC」と、犯罪に関するケースで実施される「ユースジャスティスFGC」の2種類があり、それぞれに担当コーディネーターがいる。

●参加者

本人、子どもの拡大家族、専門家、医療や学校などの関係者、コーディネーター

●ケアアンドプロテクションにおける相談からケアに入る流れ



●FGCの流れ



● FGCの成果と課題

成 果

<ケアアンドプロテクションFGC>

- ・こどもとその家族が中心となったミーティングの実現により、現実的かつ前向きな計画立案が可能に。
- ・こどもと家族、関係者が思いを話す機会が確保された。

<ユースジャスティスFGC>

- ・犯罪の根本原因や説明責任を確認する助けになった。

課 題

- ・こども省経由でFGCの提案を受けた場合に、罪を犯した少年や拡大家族がFGCに前向きでない、FGCでの責任追及や批判を恐れ、開催できないケースがある。
- ・FGC開催のための情報収集や構造の組み立てなど準備に時間がかかる。
- ・成果がコーディネーターの力量に左右される。

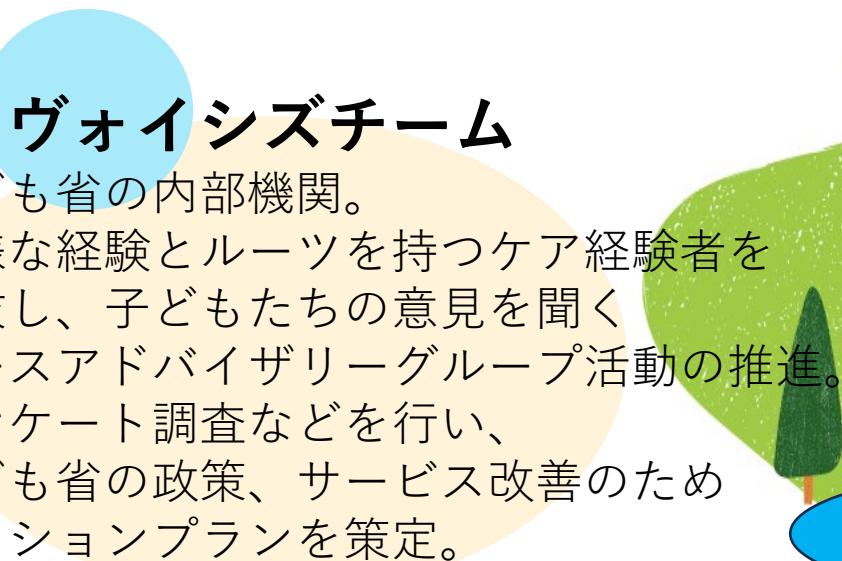
視察先のアドボカシー



バーナードス

- ・自組織レベルで、職員に対するアドボカシーも実施。
→ケアサービス職の社会的地位の低さ・賃金格差の是正、男女平等への取組みなど、職員の権利擁護を推進。

制度レベル



ヴォイシズチーム

- ・こども省の内部機関。
- ・多様な経験とルーツを持つケア経験者を選抜し、子どもたちの意見を聞くユースアドバイザリーグループ活動の推進。
- ・アンケート調査などを行い、こども省の政策、サービス改善のためアクションプランを策定。

個人レベル

マナモコプナ

- ・独立行政機関。
- ・アドボカシー、子どもの権利やウェルビーイングを守る活動、拘禁施設の監査を行う。
- ・教育省などとも協働。

ヴォイスファカロンゴマイ

- ・独立アドボカシー機関。
- ・ケア当事者にもっとも近い存在として1対1のアドボカシーを行う。
- ・ケア経験者同士のつながりを深める。
- ・自身が自身のアドボケイトとなる力を育む。
- ・子どもの声を政府に届ける。

ヴォイシズチーム

(Voices of Children and Young People Team)

- ・ こども省のアドボカシー部門。
- ・ こども省のサービス利用経験のあるこどもを対象にした調査、サービスの保障、参画、提供する支援の質の評価、知見の共有、アドバイスのサポートを行う。
- ・ こどもたちの声を拾い上げ、政策やサービスに反映させる仕組み作りに取り組む。
(ユースアドバイザリーグループ)

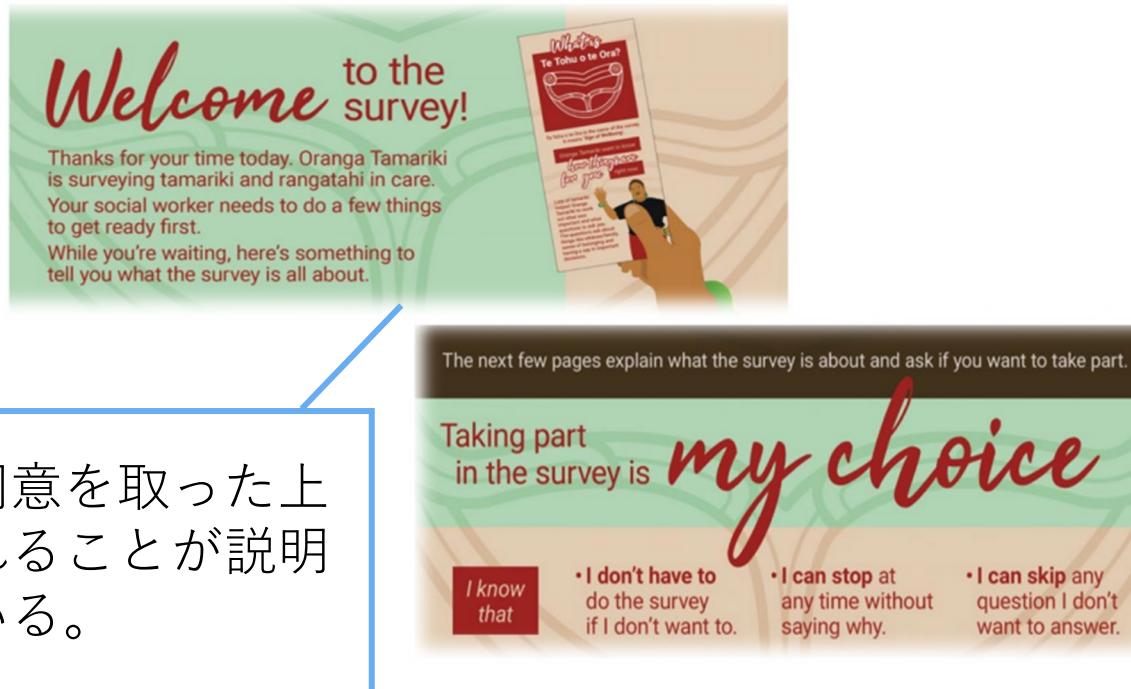
●調査の特徴

10歳から17歳の、31日以上継続して家庭外ケアを受けているこども（少年司法施設入所児童は除く）を対象にした全国調査。

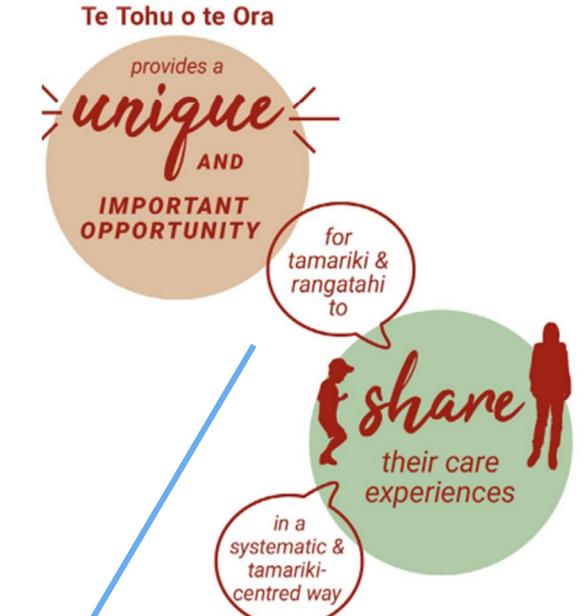
特徴：同意をとった上で実施。

アンケートの言語を選択できる。

単語の意味が音声と文字で表示される。



調査は同意を取った上で行われることが説明されている。



調査が、こどものケア経験を共有するための重要な機会であることが説明されている。

●調査結果〈テ・マタタキ〉（一部抜粋）

- ◎男子は女子に比べて「居場所がある」と感じている。
- ◎多くのマオリの子どもが「子ども省は物事を良くしてくれている」と感じている。
- ◎年上の子どもたちほど「子ども省は自分たちにとって物事を良くしてくれない」と感じている。

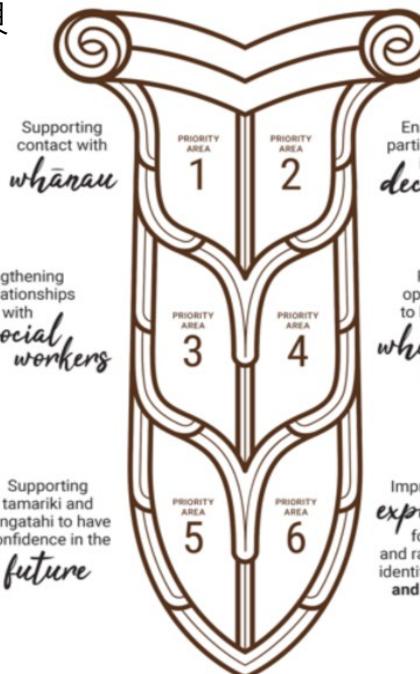
- ・調査結果は分析され、**6つの優先事項に基づいたアクションプラン**が作成される。
- ・調査結果は地域ごとに集計され、**地域ごとのアクションプラン**の作成に役立てられている。
- ・2年前と現在の調査結果を比較し、子どもたちの**ケア経験の追跡**が行われている。

6つの優先事項

家族・親族とのつながりをサポート
Strengthening relationships with *social workers*

シーシャルワーカーとのつながりを強化

子どもや若者が未来に自信を持つためのサポート



意思決定への参加を可能にする

ファカパパや文化について学ぶ機会を提供

マオリやパシフィカのアイデンティティを持つ子どもや若者のケア経験の改善

●マイ ライツ・マイ ボイス



- ケアに入ってくるこどもたちのために、**ケア経験のあるこどもたちの声をもとに作成**
- アドボカシー、マオリとしての権利、ケアや保護から離れた後も支援を得る権利があることなどが説明されている。



マナモコプナ – 子ども若者コミッショナ (Mana Mokopuna – Children and Young people's Commission)

※報告書P49参照

- 18歳未満の120万のこどもと、25歳までのケア経験のあるこどもと若者のアドボケイトの役割を担う独立行政機関。
- 権利とウェルビーイングの擁護機関、アドボカシー機関、監査機関として活動する。
- 教育、子どもの精神的な健康の促進、家庭内暴力の撲滅、拘禁施設の監査に力を入れている。

1989年設置当時

こども省の政策と実践が良ければ、こどもや若者のニーズが満たされるという考え方のもと、こども省のモニタリングを行う。

2023年～

こどもと若者、その家族を中心に置き、
権利が守られ、より良いサービスを提供することに焦点を当てている。



●活動内容

拘禁施設のモニタリング

対象

- ・拘禁施設26カ所。
- ・オンブズマンと共に女子刑務所や母子ユニットの監査も行う。

活動

- ・月に1~2回、事前に告知して行う監査と、告知しない監査を行う。
- ・監査結果は全関係機関に報告されるしくみ。

スタッフによる性的な関わり、マオリの子どもが無視されていることが発覚。子ども省の最高責任者に対し早急な対応を依頼した。

マイワールドプロジェクトの実施

対象

- ・全国の41の学校や多くのコミュニティーグループが登録。
- ・子どもや若者25,000人以上。

活動

- ・子どもの声を聞き、増幅して社会に理解を求める。
- ・子どものニーズにあった方法で関係を作り、意見を吸い上げる。



「学校の歴史でマオリの文化を学んでこなかった」という意見から、マオリ文化に関する新しい教育カリキュラムが構築された。

ヴォイス・ファカロンゴマイ

(VOYCE - Whakarongo Mai) こどもの声を聴く・つなぐNGO

※報告書P53参照

- こども省のケア下のあるこどもたちの声を代弁する活動を行う。
- 2017年設立の若い機関。
- オークランドの事務所を拠点とし、9つの都市にオフィスを設置。
- こども省から業務委託と資金提供を受けているが、独立機関として厳しい目を向けて活動している。



●サービス提供までのプロセス

子ども省

- ・毎週、こども省から約4,000人のケア下の子どものリストがVOYCEに送られる。
(新たにケアに入った子どもは約20人/4,000人)

VOYCE

- ・新たにケアに入った約20人の情報が、全国5つの地域マネージャーに伝達される。
- ・地域のフロントライングループがアプローチを開始。
- ・アドボケイターは全国で32人。

子ども自身がVOYCEに話したいことがある時に
いつでも話ができる信頼関係がある

●活動内容

1対1の アドボカシー活動

- ・2021年7月～2022年6月、1,064件のリクエストがあり、そのうち939件が目的や目標を達成。
- ・相談内容の上位テーマは、児童保護に関するプロセス、自分のお金や所持品への取り扱い、生活環境の変更など不安定な措置。

当事者同士 当事者を大切な人 地域・サービスとつなぐ

- ・キャンプやワークショップなど年間約60のイベントを全国で実施。
- ・楽しく挑戦できる経験を通して、帰属感や独りではないという実感、学び・教育を受ける機会を提供。

リーダーシップの スキルを養う

- ・若者が、自分のアドボケイターとなることを推奨。
- ・全国ユース評議会を設置し、リーダーになることに興味がある若者に対し、トレーニングとサポートを提供。

当事者の声を集め 政治に働きかける

- ・2023年総選挙前、ケア経験者が集結し、子どもの保護者としての義務を果たす、措置の安定、教育やキャリアへのサポート、必要な医療へのアクセス、自己決定に関する発言権、自己意識を高めるサポートを求め、政治家に提言書を提出。

「自分の人生を自分で変えていくことが大切。私たちは、若者たちが達成しようとしている足場を築くために**最小限のサポート**をしていきます」。



ガブリエラさん

シドニーさん

「VOYCEにはニューヨーダイバーシティの分野の専門家がいますが、単に知識を持っているだけでなく、**その子どもの事をよく理解している人のことを専門家**と呼びます」。



「こどもの関係性の構築に**時間制限を設けません**。当て所もないドライブや、ただ遊ぶことを楽しむだけのセッションを繰り返すことも」。

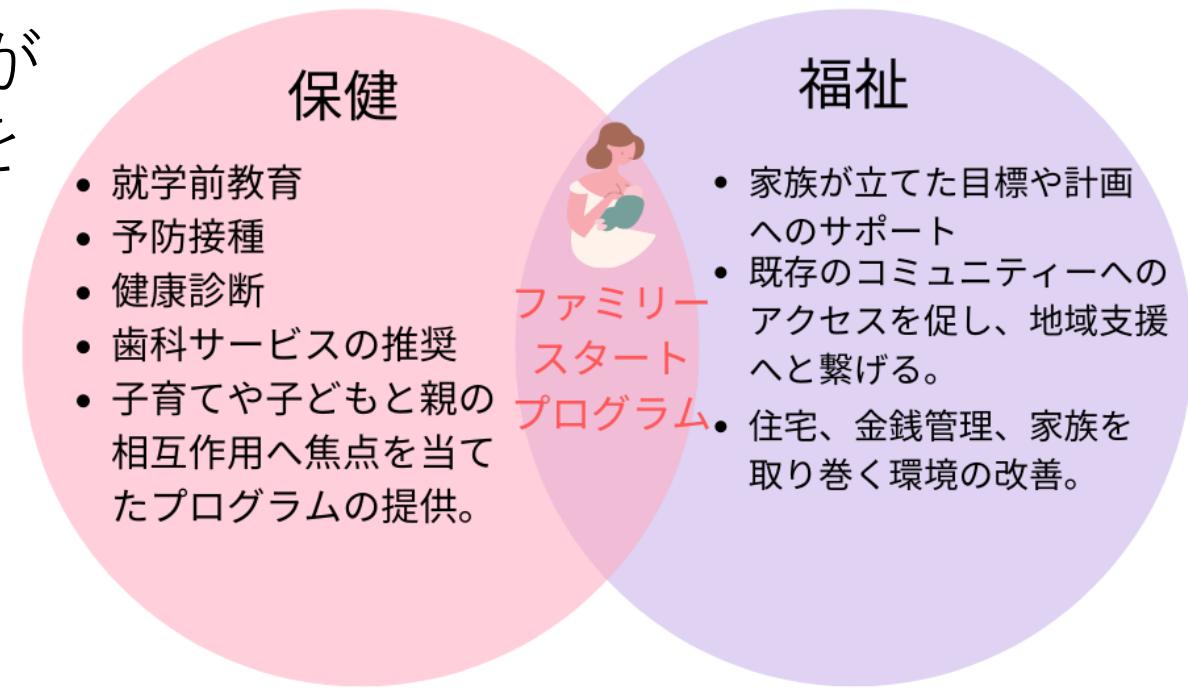
「ケア経験のあるスタッフがアドボケイトの一線で働くのは難しいけれど、当事者グループの活動への参画を増やそうとしています」。

トゥルキヘルスケア

(Turuki Health Care) 保健と福祉の融合

※報告書P63参照

- 1995年にマオリの助産師グループがリスクのある妊産婦へのサービスを開始。
- オークランド最大規模の保健・福祉・医療のサービス提供機関。
- 運営資金はオランガタマリキから。毎年約25,000人に包括的サービスを提供。



ファミリースタートプログラム

- 健康や福祉、教育、社会的な課題に直面している家族、親族を支援。
- 1998年開始以来、40のパートナー組織と共に5,300人の家族、親族をサポート。
- オークランドに6つの拠点がある。
- 訪問したオフィスでは、人口78,000人のマンガレ地域(貧困地域)において23人のスタッフがプログラムを展開。

○職員

- 23人（うち1名が男性）
- ほとんどのスタッフがソーシャルワーカー資格を有するが、看護師、財務関連の資格を持つ者もいる。





TURUKI
HEALTHCARE

●サービス提供までのプロセス

対象：妊娠中の母親、及び2歳未満のこどもがいる家族・親族。



紹介

- ・オランガタマリキ
- ・その他政府機関
- ・地域の民間機関
- ・病院や医師
- ・助産師
- ・プランケット
- ・警察
- ・口コミや紹介

アセスメント

サービスニード、受給要件のアセスメントを行う。

サービス受給

- ・サービスは無料（財源はこども省）
- ・在宅でサービスが受けられる。

- ・1歳未満の死亡率減少
- ・子どもの安全に対する家族の認識の強化
- ・医療、保健機関への登録数の増加

各種サポートを受ける権利があることを知り、助けを求めるように活動

オープンホーム財団

(Open Home Foundation) キリスト教系社会福祉NGO

※報告書P.67 参照

- 1977年、ユエン・ローレンスとジリアン夫妻が、自宅でファミリー・ホームを開設し、発展していき現在のオープンホーム財団となった。
- こどもやその家族にさまざまな支援サービスを提供する。
- 法定権限を有し、財団の代表者は69人の子どもの後見人になっている。
- サービスの提供において同意を取ることを重視しており、サービスを強制できる権限があるが同意がとれない場合はサービスを提供しない。

●職員

ソーシャルワーカーを中心としたスタッフ240人

ハウス・ペアレント（里親）400人



サービス名

サービス内容

サービス名	サービス内容
ソーシャルワークサービス	こども省から紹介された家族への安全プランの作成、子どもの再統合支援、親族を含む里親養育支援を行う。こども省と家庭裁判所の要請に応じ、親子面会のスーパービジョンを行う。
フォスターケアサービス	家庭外ケアを受けているこどもに一時的または長期永続的な里親養育を提供する。
ショートステイサービス	自閉症スペクトラム障がいまたは知的障がいをもつこどもを里親が定期的に預かる、親のレスパイドのためのサービス。定期的な利用計画が作られる。利用は無料。
家庭訪問サービス	家族が、こどもが成人になるまで養育を継続できるよう、ハイリスク家庭の状況とニーズに応じた資金提供と在宅サポートを行う。
母子ホーム	10代の母親とこどもたちが、里親から子育ての仕方や生活全般のサポートを受けて生活する。利用は無料。

オープンホーム財団の里親の役割

こどもを
短期～長期間養育

母子ホーム職員
としての役割

自宅でこどもを
預かる
ショートステイ

レスパイトケア
の提供



里親をさまざまな
支援の場で活用している

ティーン・ペアレントホーム・ロトルア



10代の母とそのこどもが、母子ホームで生活しながら住み込みの里親から生活や養育について短期的に学ぶ。

●入所期間

原則6~12ヶ月、出産6週間前から入所可能。

※事情が考慮され2年いたケースも。

●スタッフ

「ハウス・ペアレント」と呼ばれる里親、里親をサポートするサポートワーカー、ボランティアワーカー。

入所中に学べること

- ・赤ちゃんの世話をする安全な方法
- ・赤ちゃんが安全に感じるために何が必要か
- ・赤ちゃんを良い睡眠パターンに導く方法
- ・赤ちゃんがたくさんのこと学べるようにする
- ・家計支援
- ・良好な人間関係の築き方
- ・就職・就労支援
- ・こどもとの将来について計画を立てること



バーナードスニュージーランド

(Barnardos New Zealand)歴史ある世界的NGO ※報告書P.76参照

- 1866年、イギリスで設立されたチャリティ団体。
- カナダ、オーストラリア、南アフリカでも活動を展開。
- ニュージーランドでは1972年にマンガレ地域にてサービスを開始。児童虐待、非行問題、障がい児問題への対応や、家庭支援などの地域ケアを中心に総合的な福祉活動を行う。
- 700人以上のスタッフで、就学時サポート、**こども家庭サービス、アドボカシー**の3つのサービスを行う。
- 資金源は政府、ファンドレイジング、その他寄付。





1. 地域をベースにしたサービス

学習支援

- ・地域のホームエデュケーターが、自宅で1~4人の子どもを教育。
- ・全ての学校にソーシャルワーカーを設置。

フォスターケア

- ・南オークランドで15人の里親へサポートとトレーニングを実施。
- ・委託となるのは0~12歳のあまり手のかからない子ども。



全国ヘルpline

- ・電話やチャットによる無料の相談窓口。

地域社会サービス

- ・複数の問題を抱える子どもや家族に集中的な支援を提供。
- ・家庭崩壊、家庭内暴力を経験し、家族と暮らせない子どもが対象。
- ・女性のレジリエンスを養うプログラムの実施や、離婚後の保護者への支援計画を立案、父と子どものためのイベントを企画。

2. 家庭外ケア（施設）

- 1) 地域密着型入所施設：性加害問題を持つ子ども、移民などの特別な背景によりケアを要する子ども、移行期の子ども、10代の女子を対象とした施設を4ヶ所運営。
- 2) 治療的入所施設：ハイリスクな青少年を対象とした施設を1ヶ所運営。



●アドボカシーチーム

アドボカシーチームは2つのレベルに関連させて活動している。



- ・ こどもと家族が利用する権利があるサービスへのアクセスを保障。
- ・ こどもや家族・親族の最善の利益を守ることを妨げている制度、政策、状況改善に取り組む。



バーナードスで働く人々の権利を守り、正当なサービス提供ができるように取り組む。



- ・ ソーシャルワーカーの待遇や **男女の賃金格差が改善し平均勤続年数が増加。**
- ・ 教師の同一労働同一賃金を実現。



エマージアオテアロア

(Emaerge Aotearoa) 多機能型NGO

●組織とサービス

報告書P.71参照

〈慈善信託が母体となった5つの組織〉

※慈善信託…家族の財産や亡くなった人の遺産を特定の目的のために使う仕組み

- ①住宅提供支援組織
- ②メンタルヘルスについてのピアサポート組織
- ③治療とリハビリ組織
- ④ユースサービス組織
- ⑤デジタルサービス組織

多機能なサービスを提供

(多くのサービスは地域のニーズから
ボトムアップでサービスモデルを構築)

グループ全体で

1年間に13,086人に
サービスを提供

(2021年7月1日-2022年6月30日)

●エマージアオテアロアの3つの理念

3つの柱

- ・マオリがマオリとして成功する
- ・経験を活かして多様性を尊重される社会
- ・パシフィックの人を繁栄させる

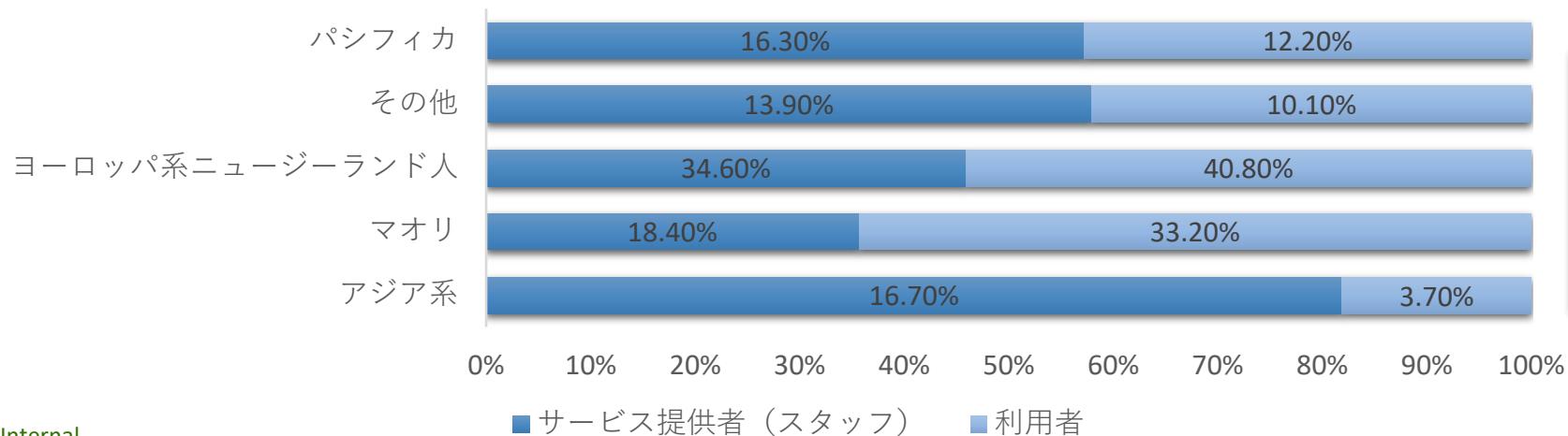
4つの価値観

- ・目的とつながること : Whakawhanaunga
- ・敬意を持って従事すること : Manaaki
- ・一緒に学び働くこと : Ako
- ・誠実に行動すること : Whakamana

6つの戦略的重點分野

- ・ワイタンギ条約にかかわる人々のこと
- ・自分たちの提供するサービス
- ・マオリとのつながり
- ・自分たちのやっていることを定期的に振り返って評価する
- ・従業員のこと
- ・環境保護

●職員と利用者



上記の3つの理念を元に、スタッフとサービスを受けた人の人種内訳が同割合になることを目標に活動。

キアプアワイ (Kia Puāwai)

西洋のアプローチとマオリ文化の融合

報告書P.82参照

- ・ ニュージーランド全土でサービスを展開。
- ・ セラピーサービス、ユースサービス、
ケアサービスの3つのサービスを行う。
- ・ 里親の育成、里親によるケアサービスを提供。
- ・ 短期入所施設2か所、中長期入施設1カ所を運営。



- 資金：年間約2,100万ドル（日本円で約20億円）
財源はこども省、社会開発省、警察など。

ケアサービス

● フォスターケアホーム(里親ケア)

キアプアワイでは、2タイプの里親のリクルートから育成までを行う。

① スペシャリスト・ケアギバー :

キアプアワイのスタッフとレスパイトケアギバーのサポートを受けながら、自宅で治療的プログラムを提供する。

② レスパイト・ケアギバー :

0~18歳のハイニーズではないこどもや、治療的ケアギバーのもとでプログラムを受けている子どもの短期預かりを行う。

● レジデンシャルホーム (施設ケア)

① 短期入所施設：安全な宿泊先を必要とする若者や、罪を犯した若者の緊急措置などのための短期入所施設を2箇所運営。

グレンモア・ライトハウス・・女子児童2~3人定員。

ヒルズバラ・ライトハウス・・男子児童3~4人定員。

② セラピューティックグループホーム：行動に問題のある男子児童のための中長期入所施設。定員は5名。

●グレンモア ライトハウスの様子



↑
グレンモア・ライトハウスは、
住宅街の一軒家。



入所児が滞在する
個室。→



←広いキッチンがあり、
スタッフと一緒に調理
することもできる。



ニュージーランドの里親制度

里親 = ケアギバー

緊急対応のケア

夜間でも、子どもの受け入れを行う。

レスパイトケア

養育者の休息・休暇の際に子どもの面倒を見る。

トランジショナルケア

子どもが親元や親族に戻るまでの移行期のケアを行う。

ホームフォーライフ（終生）

親が長期的に子どものニーズに応えられない場合の永続的なケアを行う。

養子縁組は里親制度と全く別の制度である

●里親養育の課題

里親の登録は多いが、**短期の希望が多く里親の待機が発生、長期の里親は**希望が少なく**不足**している。



子どもが里親の間を短期間に転々とする状況になっている。



ジュリー・カーターさん

里親として大きな家族を目指して

報告書P.93参照



●NGO「ワンビッグファミリー」の創始者・代表

オークランドを拠点に、生活用品やおもちゃなどの物品の寄付を全国から募り、必要とする人々に再配分する活動を行う。

●移行期の里親

赤ちゃん2人、ティーンエイジャー1人の受け入れ経験がある。現在は3人のマオリのきょうだい（それぞれ特別なニーズを持っている）のケアを行う。



里親としての信念



家族が強くなるのを助ける



ジュリーさんの言葉から

- 問題行動の深刻化などの理由で措置先が変わっても、子どもの意見を聞き、これまでの**家族やきょうだいとの関わりを断つべきではない**と考えます。
- 実親が子どもにしたことは選択を誤っただけ。**母親が子どもの課題について理解し、子ども省がケアの世代間連鎖を断ち切ろうとする支援を、私もサポート**しています。





チャイルドマターズ

(Child Matters) 児童保護に関する研修機関

※報告書P.100参照

- 1994年2歳の女児が虐待の末に亡くなった事件がきっかけで設立。
- こどもが暮らす地域と関わりを持つ人々が虐待のリスクを発見し、適切な行動を取ることができるよう、研修の開発やアドバイス、コンサルテーションを行う。
- 30年間で約800の組織と5,000組への研修を提供。



●研修プログラムについて

豊富な経験を有する職員6人が
「チャイルドプロテクションコンサルタント」
として研修の提供に携わる。



フロントラインワーカー※

ソーシャルワーカー、医師
教師、看護師、里親 など

子どものコミュニティー

こどもに関わるNGO、スポーツ団体
やボランティア団体 など

家族・親族

家族や親族を支援する地域社会
など

※フロントラインスタッフ
こどもと直接かかわるすべての人を指す。



ブルーライト (Blue Light)

青少年健全育成機関

●ニュージーランドの青少年の実情・背景

- 家族の貧困
- 子どもの不登校
- 薬物使用と乱用
- 若者の自殺
- 子どもの精神的健康に関する問題の増加
- マオリの貧困度の高さ
- 子どもや若者が年長者の世話をする習慣からの不登校 など...



ニュージーランドの
こどもを取り巻く
環境は複雑化、
多様化している。



報告書P. 105参照



●活動の変遷

40年前

スクールディスコ※から始まった
※ニュージーランドの学校でこどもたちが参加する夜のお祭り。収益が学校の運営費になる。

現在

- 警察や軍と連携し、幅広いプログラムを実施
- 活動を通して**若者が犯罪被害者や加害者になることを予防**する
- 警察、若者、その親、コミュニティとのより良い関係性を促進する

「ブラスト」という取り組みでは、1学期の10週間、朝2時間早く学校に来て朝食を食べたり運動をしたり、その日の目標設定をする。最後に修了証が与えられ、こどもたちの自信の育成と、学校へ良いイメージを持ってもらうことに繋がる。

●資金

政府、企業、トラスト、ファミリートラスト

●職員

ユースワーカー



ワイラウ・インター・ミディエイトスクール

(Wairau Intermediate School)

中学校

報告書P.108参照

- ・経済格差の大きい地域に立地。
- ・教育だけでなく貧困家庭や災害に見舞われた家庭への福祉的なサポートも行う。 Ex.子どもたちへの食事支援、家庭への食糧・衣類の提供など
- ・学校が**福祉拠点**となり、ブルーライトなど**様々な団体**と**協力・連携**して活動し、**生徒のニーズに合わせた相談先を案内**する。

- 資金** 政府資金、補助金、その他の寄付。



◎学習環境

- ・大きな空間を3クラスで共有。
- ・時間割はあるが、生徒がニーズやスキルに合わせて学習方法を選択。
- ・生徒は好きな場所に座ることができ、教師は生徒たちの間を行き来する。



◎配慮が必要な児童への対応

音の刺激に敏感な生徒が一緒に授業を受けられるよう、環境設定

特別な配慮ではなく、
どうしたら同じ空間にいられるかを工夫



子どものアドボカシー<参考資料>

◎研修で私たちが学んできたこと

- ・ ケアを受けている子どもの声を聞く仕組みができている。
- ・ 独立したアドボカシー機関が存在し、アドボカシーの点検が定期的に行われている。
- ・ 声を聞くための手段、ツールが複数あり、子どもの視点に立ったアドボカシーが展開されていた。
- ・ 子どもの声を調査・分析し、制度や施策に反映する仕組みがある
- ・ アドボカシーは声を上げるだけでなく、自分の声が政策に反映され、権利が守られていると成果を感じられているものであった。



◎これから日本に必要なこと

- ・ 子どもの声を聞くアドボカシー機関の役割の整備
- ・ 全国一定水準のアドボカシーの拡充とその維持
- ・ 専門的なアドボケイターの養成
- ・ 子どもの声を聞くアドボカシー機関の役割の整備
- ・ 子どものケア経験について調査、分析、結果の活用を行うこと
- ・ アドボカシー機関の活動について確認する仕組み

◎私たちにできること

- ・ 子どもの視点に立ったアドボカシーの整備に向けて職員の意識の改革を行い、アドボカシーについて広く周知する
- ・ 声を聞くための手段・ツールを複数準備する



パー・マネンシ－<参考資料>

◎研修で私たちが学んできたこと

- ・ 同じコミュニティや近い親族から里親を探すなど緩やかにケアに移る
- ・ こどもだけでなく、その家族へも支援の輪を広げる
- ・ ケアに入った後も、こどもの意見を反映し、ルーツを大切にする土壤があった



◎日本の社会的養護

- ・ ケアの選択肢が多く、子どものニーズに応じた支援が提供でき、専門性が高い
- ・ 年齢や施設種別の変更による措置変更など、養育者が大きく変わることで、子どもの生活や育ちが分断される状況



◎これからの日本に必要なこと／私たちにできること

- ・ 1人1人の出自を大切にした施設種別を越えた施設間の連携と。
- ・ 官民や施設、支援機関などの垣根を越えた仕組み作りと、機関の専門性を生かした早期予防支援などを含めた包括的なサポート
- ・ 養育里親と養子縁組里親の違いの明確化。
- ・ 里親の専門性の向上とサポートの充実を図り、里親の活用の場を増やす。



ウェルビーイング<参考資料>

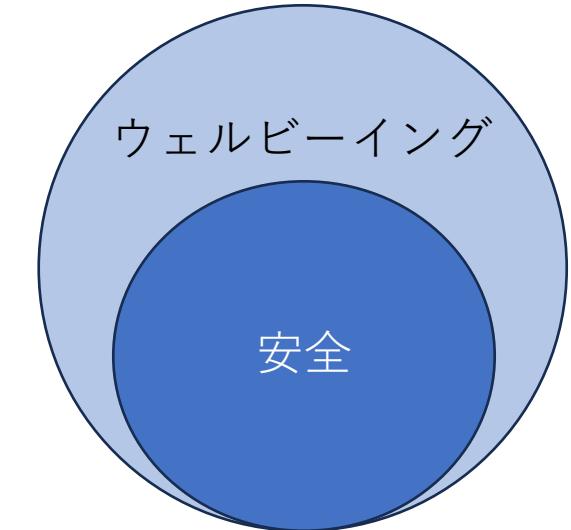
◎研修で私たちが学んできたこと

- ・国が子どものウェルビーイングを守るために法律・施策を整備していた
- ・子どもも大人もウェルビーイングが守られるべきだという考えが浸透していた
- ・職員を守るために決まりがあった



◎これから日本の日本に必要なこと／私たちにできること

- ・子ども、職員、里親全ての人にウェルビーイングを追求する権利があることを広く伝える。
- ・多様なウェルビーイングがあることを理解探求する

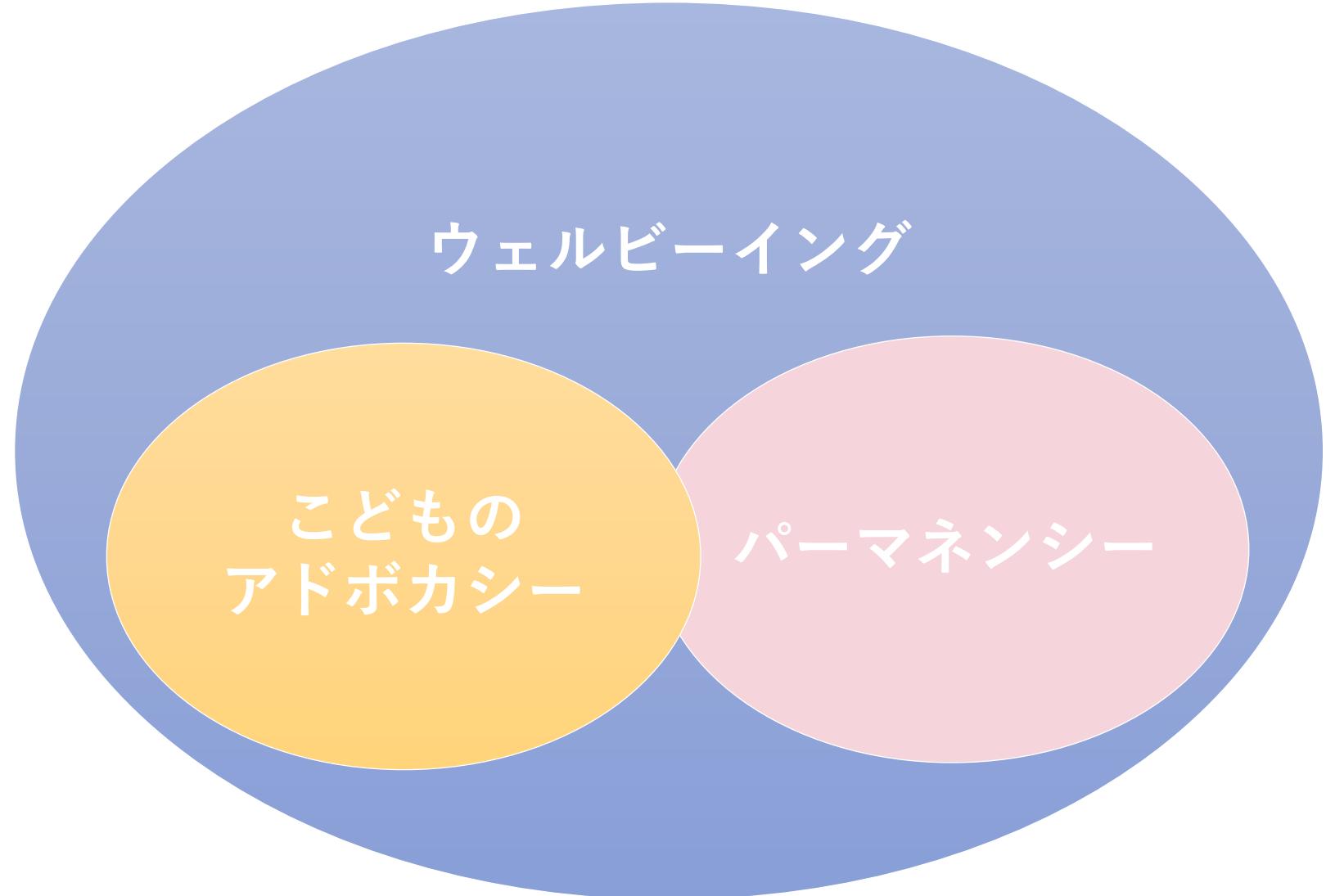


制度・政策・実践はウェルビーイングを守ることを目標にしていた

(Oranga Tamarikiのorangaはウェルビーイングを意味する。法律名にもウェルビーイングという言葉が入っていること Children's and Young People's Well-being Act 1989)



まとめと提言





提言

子どもの意見に基づいた日本版全国ケア基準の策定

子どもが人生の現在・過去・未来を紡げるよう日々の養育姿勢の醸成

全国共通水準のアドボカシーの実現

養子縁組との区別化
里親の多様な活用

アドボカシー機関に対する第三者機関のチェック機能の創設

子どもに関わる人々へのサポートの充実

これらを実現するために...

子ども家庭庁の皆さんと一緒に、
全ての子ども、子どもに関わるすべての人たちと
連携し、具体的に取り組んでいきたい。





ご清聴ありがとうございました